

入 札 心 得

第1条 競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、制限付一般競争入札実施要領、本入札心得、入札物件概要、契約書等（以下「実施要領等」という。）を熟覧の上入札してください。なお、実施要領等に疑義がある場合は、関係職員の説明を求めることができます。

2 入札書は代理人により入札させるときは、委任状を持参させてください。

第2条 現物と公示数量が符号しない場合でも、これを理由として契約の締結を拒むことはできません。

第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等の抵触する行為を行なってはなりません。

2 入札参加者は、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行なわず、独自に入札価格を定めなければなりません。

3 入札参加者は、落札者の決定前に他の入札参加者に対し入札価格を意図的に開示してはなりません。

第4条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を取りやめることがあります。

第5条 入札書には、入札年月日、入札者の住所・氏名（法人の場合は名称及び代表者の氏名）、入札件名、入札金額を記載し、入札の実印（法人の場合は社印及び代表者の印）を押印してください。ただし、代理人による場合は、代理人の住所・氏名を代理人欄に記載し、代理人が記名押印してください。

第6条 入札参加者は、入札書を入札箱に投入した後は、開札の前後を問わず、引き換え、変更、取消しはできません。入札者の意思表示の内容は入札書に表示された文字により判断しますので、見積誤り、書き誤り、その他の錯誤等を理由として入札の無効を主張することはできません。

第7条 次の各号の一に該当する場合は、当該入札者の入札は無効とします。

- (1) 実施要領1(1)により、入札参加資格のないものが入札したとき。
- (2) 制限付一般競争入札参加申込書を提出していないとき。
- (3) 入札書を郵送したとき。
- (4) 入札金額を記載していない又は入札金額が訂正されているとき。
- (5) 入札書に記名又は押印のいずれかを欠くとき。
- (6) 入札書の内容が誤字又は脱字等により意思表示が不明瞭のとき。
- (7) 入札前までに委任状を提出していない代理人が入札したとき。
- (8) 2通以上の入札書をもって入札したとき。
- (9) 明らかに連合によると認められるとき。
- (10) 同一事項の入札について、他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をしていると認められるとき。
- (11) 入札に際し、他人の競争を妨げ又は係員の職務の遂行を妨害したとき。
- (12) その他の入札に関する条件に違反したとき。

第8条 開札は、入札終了後直ちに、入札者の面前で、最高価格入札者及びその入札金額のみを公表します。

第9条 有効な入札をした者のうち、最低売却価格以上で最高の価格の入札をした者を落札者とします。

第10条 落札となるべき同一価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定します。

2 前項の場合において、くじを引かない者がある場合は、入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。

第11条 落札者は、交付された契約書を市が指定した日までに作成し、契約を締結しなければなりません。

2 落札者が指定する期日までに契約を締結しない場合は、その落札は無効とします。

第12条 入札をした者は、入札後、実施要領、本入札心得、入札物件概要及び契約書等についての不明を理由として意義を申し立てることはできません。

第13条 本心得に定めのない事項は、すべて市の規程の定めるところにより処理します。